

主任無線従事者制度について

令和4年5月18日

総務省総合通信基盤局

1 趣旨・目的、制度の概要

1. 趣旨・目的

電波は空間を伝わるという性質があるため、電波を利用して通信を行う際に誤った操作を行うと、他の通信に混信・妨害を与えてしまうことになりかねない。そのため、電波法においては、原則として電波に関する一定の知識・技能を身につけた者が無線設備を操作できることとする「無線従事者制度」を設けている。

そのような中、無線通信技術の進歩及び電波利用の広範な普及の進展を踏まえて、電波利用の一層の促進を図るため、平成2年5月、無線従事者の資格を持っている人でなければ行ってはならないとされている無線設備の操作を主任無線従事者の監督の下であれば無線従事者の資格を持っていない者(無資格者)であっても操作できるとする「主任無線従事者制度」が導入されたものである。

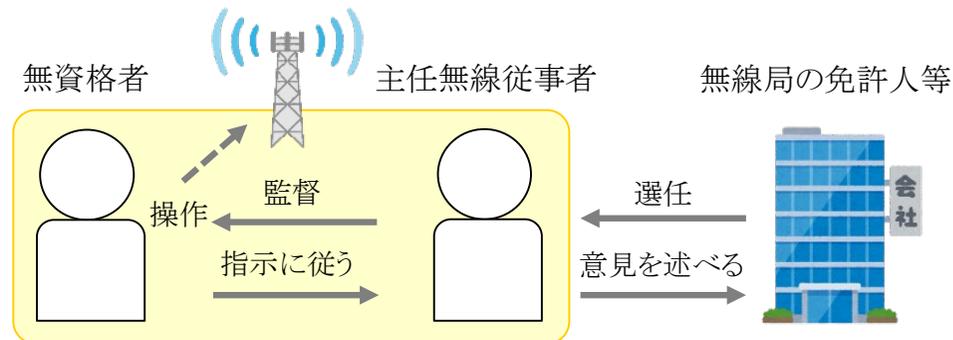
2. 主任無線従事者制度の概要

- 無線局※¹の免許人等が主任無線従事者を選任等した場合は、その監督を受けることで、無資格者であっても、無線局の無線設備を操作できることとしている。〔電波法第39条第1項〕

※¹ アマチュア無線局を除く。

- 主任無線従事者は、無資格者が行っている無線設備の操作の状況を把握し、適時、適切な指示を行うほか、以下の職務を誠実にすることとしている。また、無線設備を操作する無資格者は、主任無線従事者の指示に従うことが義務付けられている。〔同条第5項及び第6項など〕

- ①無資格者に対する訓練計画の立案、実施
- ②無線設備の機器の点検・保守又はその監督
- ③無線業務日誌その他の書類の作成又はその作成の監督
- ④職務遂行に必要な事項に関し免許人等に意見を述べること
- ⑤その他監督に関し必要と認められる事項



2 今後の検討課題など

2. 制度の概要(つづき)

- 無線局の免許人等は、主任無線従事者を選任したときは、その旨を総務大臣に届け出るほか、当該主任無線従事者に講習を受講させることが義務付けられている。〔同条第4項及び第7項〕
- 主任無線従事者が行う監督については、誤操作や機器の故障等により他の無線局に混信その他の妨害を与えること等を防ぐため、原則として無線局を運用する無資格者に側従することを前提としているが、現在は、特定の場合^{※2}においては、必ずしも無資格者に側従していることを要しないとしている。〔電波法関係審査基準〕

※2 主任無線従事者が行う監督については、電波法関係審査基準において、臨場性、指示可能性及び継続性の3つの要素を満たすことを求めている。

1 臨場性:無線設備の操作の状況を適切に把握できる状態であるが、次の場合には、必ずしも側従していることを要しない。

(1) 一の構内で主任無線従事者の監督を受けて無線設備を操作する場合

(2) 無人運用の無線局等であって他の無線局等に管理されているものを操作する場合で、主任無線従事者との通信手段が確保されているとき

2 指示可能性:操作を行っている無資格者に対して、適時、適切な指示を行い得る状態。その確保に当たっては、通信手段によることもできる。

3 継続性:主任無線従事者と無資格者が業務に継続的に従事し、無資格者に対する教育・訓練の機会が確保されていなければならない。

3. 今後の検討課題

- 主任無線従事者の監督の下で無資格者が操作を行う際は、他の無線局に混信その他の妨害を与えること等を防ぐため、無資格者の誤操作や機器の故障等の場合は、主任無線従事者が速やかに操作をとって代わることや不良な電波の発射を直ちに停止するなどの具体的な措置を執る必要がある。
- 通信ネットワークを活用して遠隔で監督する場合においても、主任無線従事者がこのような措置又は同等の措置を速やかに、かつ適切に講ずることを確保できることが必要である。
- このため、デジタル技術を活用して主任無線従事者による無資格者の監督をテレワークにより行うことができるかどうかについて検討するにあたっては、まずは無線局の利用状況等を調査・把握した上で、その状況を踏まえて、フェーズ2やフェーズ3を検討する上でどのような条件やデジタル技術等が必要かについて考えていくこととする。

(参考1) 法令名等①

法令名・該当条文・条文内容

○ 電波法(昭和25年法律第131号)

(目的)

第1条 この法律は、電波の公平且つ能率的な利用を確保することによつて、公共の福祉を増進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律及びこの法律に基づく命令の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。

一～三 (略)

四 「無線設備」とは、無線電信、無線電話その他電波を送り、又は受けるための電氣的設備をいう。

五 「無線局」とは、無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。但し、受信のみを目的とするものを含まない。

六 「無線従事者」とは、無線設備の操作又はその監督を行う者であつて、総務大臣の免許を受けたものをいう。

(無線設備の操作)

第39条 第40条の定めるところにより無線設備の操作を行うことができる無線従事者（義務船舶局等の無線設備であつて総務省令で定めるものの操作については、第48条の2第1項の船舶局無線従事者証明を受けている無線従事者。以下この条において同じ。）以外の者は、無線局（アマチュア無線局を除く。以下この条において同じ。）の無線設備の操作の監督を行う者（以下「主任無線従事者」という。）として選任された者であつて第4項の規定によりその選任の届出がされたものにより監督を受けなければ、無線局の無線設備の操作（簡易な操作であつて総務省令で定めるものを除く。）を行つてはならない。ただし、船舶又は航空機が航行中であるため無線従事者を補充することができないとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。

2・3 (略)

4 無線局の免許人等は、主任無線従事者を選任したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

5 前項の規定によりその選任の届出がされた主任無線従事者は、無線設備の操作の監督に関し総務省令で定める職務を誠実に行わなければならない。

6 第4項の規定によりその選任の届出がされた主任無線従事者の監督の下に無線設備の操作に従事する者は、当該主任無線従事者が前項の職務を行うため必要であると認めてする指示に従わなければならない。

7 無線局（総務省令で定めるものを除く。）の免許人等は、第4項の規定によりその選任の届出をした主任無線従事者に、総務省令で定める期間ごとに、無線設備の操作の監督に関し総務大臣の行う講習を受けさせなければならない。

(参考1) 法令名等②

○ 電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号)

(主任無線従事者の職務)

第34条の5 法第39条第5項の総務省令で定める職務は、次のとおりとする。

- 一 主任無線従事者の監督を受けて無線設備の操作を行う者に対する訓練(実習を含む。)の計画を立案し、実施すること。
- 二 無線設備の機器の点検若しくは保守を行い、又はその監督を行うこと。
- 三 無線業務日誌その他の書類を作成し、又はその作成を監督すること(記載された事項に関し必要な措置を執ることを含む。)
- 四 主任無線従事者の職務を遂行するために必要な事項に関し免許人等又は法第70条の9第1項の規定により登録局を運用する当該登録局の登録人以外の者に対して意見を述べること。
- 五 その他無線局の無線設備の操作の監督に関し必要と認められる事項。

○ 電波法関係審査基準(平成13年総務省訓令第67号)

(無線局の免許及び再免許並びに予備免許)

第3条 (略)

(1)~(6) (略)

(7) 主任無線従事者の選任については、別添4「主任無線従事者の監督の要素」を満足するものであること。

別添4 (第3条関係)

主任無線従事者の監督の要素

法第39条第1項に規定する無線設備の操作の監督とは、次の要素を満足する行為をいう。

1 臨場性

臨場性とは、無資格者が行っている無線設備の操作の状況を適切に把握できる状態をいう。これは、「立会」に類する概念であるが、次の場合には、必ずしも無資格者に側従していることを要しない。

- (1) 無資格者が、一の構内で主任無線従事者の監督を受けて無線局の無線設備を操作する場合
- (2) 無資格者が、無線設備のある場所に無線従事者を常駐させておかなくてもよい無線局として別添3に規定する要件を満足する無線局の無線設備を操作する場合であって、主任無線従事者との通信手段が確保されているとき。ただし、船舶等に開設される無線局(施行規則第34条の2に規定する無線局(平成16年総務省告示第287号に規定する無線局を含む。)をいう。)については、遭難通信等への対応が必要となることから、主任無線従事者は、当該船舶等への乗船等を要する。

(参考1) 法令名等③

2 指示可能性

指示可能性とは、無線設備の操作を行っている無資格者に対して、適時、適切な指示を行い得る状態をいう。指示可能性の確保に当たっては、資格者が確実に指示を行うことができる通信手段によることもできる。

3 継続性

継続性とは、主任無線従事者と監督を受ける無資格者が当該無線局の業務に継続的に従事し、又は今後継続的に従事することをいい、主任無線従事者から無資格者に対し、教育・訓練の機会が確保されていなければならないものである。

別添3 (第3条関係)

無人運用の無線局等の無線従事者の選任について

他の無線局等によって管理されている無線局であって、通常の運用において、無線従事者による無線設備の直接の操作及び監視を必要とせず、かつ、安定に動作する無線設備を使用する無線局については、次の条件を満足する場合に限りその無線設備のある場所に無線従事者を常駐させておかなくてもよいこととし、その無線従事者の選任については、他の無線局の無線従事者を共通に選任することを認めるものとする。

- 1 無線設備が障害の場合は、これをその局に選任された無線従事者に速報する適当な手段をもっていること。
- 2 障害によって不良電波が発射された場合は、その不良電波の発射を直ちに停止し、若しくは予備設備に切替えられるような措置が講じられているか、又はその局に選任された無線従事者が自動車等による通常の経路で原則として3時間以内にその無線設備の設置場所に派遣されて、調整等を行うことができるものであること。
- 3 上記条件によって無線従事者が常駐しない無線局(以下「共通選任局」という。)に選任されている無線従事者は2人以上とし、無線局の重要性及び規模等にかんがみて、共通選任局の運用等に支障を来さない員数を確保すること。

(参考2) 想定されるローカル5Gの利用イメージ

